

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等の皆様へ

令和3年度分の固定資産税・都市計画税の特例措置について

対象者及び軽減割合

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、事業収入が減少している(注1)中小事業者等(注2)に対して、令和3年度課税の事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税を軽減します。

(注1) 事業収入減少の要件と軽減率

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が前年同期間と比べて	軽減率
30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	全額免除

(注2) 中小事業者等とは、次の①、②、③のいずれかを満たす法人又は個人を示します(性風俗関連特殊営業を営む者を除きます)。

① 資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の法人

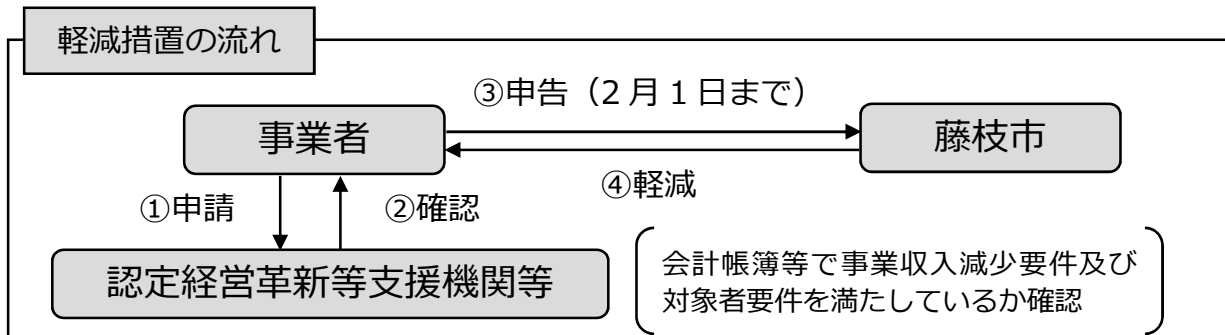
ただし、同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人、もしくは、2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人は除く

② 資本金もしくは出資金を有せず常時使用する従業員が1000人以下の法人

③ 常時使用する従業員が1000人以下の個人

申告手続等

認定経営革新等支援機関等(注3)の確認を受けた申告書及び添付書類を、令和3年2月1日(月)までに市へ提出していただきます。



(注3) 認定経営革新等支援機関等とは、税務、財務等の専門知識や実務経験を持つ者として中小企業等経営強化法の認定を受けた税理士・公認会計士・監査法人・中小企業診断士・金融機関等や、中小企業団体中央会・商工会議所・商工会のほか、申告内容の確認ができる税理士・青色申告会等も含まれます。

申告する際に市へ提出する書類

1 特例措置に関する申告書

対象者要件を満たしていることを誓約した上で記入してください。

裏面に「認定経営革新等支援機関等確認欄」がありますので、当該機関等の確認を受けた申告書を提出してください。

2 収入が減少したことを証する書類の写し

会計帳簿や青色申告決算書、収支内訳書など、収入が減少したことがわかる書類の写しを添付してください。収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類の写しを添付してください。

3 別紙 特例対象資産一覧

事業用家屋を所有している場合は、申告書の別紙として添付してください。

※ 別紙の代わりに、令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書・課税明細書の写しの特例対象家屋の欄外に「事業専用割合」及び「事業用床面積」を記入した書類を提出していただいても受付します。

※ 令和2年1月2日以降に新築・増築された家屋の「所在」「家屋番号」「床面積」については、登記簿等に記載した内容を記入してください。

※ 償却資産については、令和3年度償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。

4 特例対象家屋の事業用割合を示す書類の写し

個人事業主で事業用家屋を所有している方は、青色申告決算書、収支内訳書や見取り図など、事業用部分の割合がわかる書類の写しを添付してください。

※ 申告書及び別紙 特例対象資産一覧は、ホームページよりダウンロードできるほか、窓口にてお受け取りいただけます。郵送を希望する場合は、課税課までご連絡ください。

関連リンク

- **中小企業庁ホームページ**「新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免を行います」
・・・**認定経営革新等支援機関の一覧や Q&A を掲載しています。**
- **国土交通省ホームページ**「新型コロナウイルス感染症対策について」
・・・「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援施策等について」に
不動産賃料を猶予した場合の対象要件や証明書類例を掲載しています。

【提出先・問合せ先】

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号
藤枝市 財政経営部 課税課 家屋・償却資産係
電話 054-643-3279 FAX 054-643-3125

藤枝市 固定資産税 コロナ 検索



タブレット端末・スマートフォンご使用の方はこちら